

令和3年7月7日  
高瀬川河川事務所

## 高瀬川に悪質な不法投棄を発見 ～堤防に大量の家電製品や廃タイヤなど～

- ・7月6日（火）14時20分頃、上北郡東北町大字大浦字助十郎崎地内の高瀬川右岸21.8k付近の堤防においてテレビや洗濯機等の不法投棄を巡回中の河川巡視員が発見しました。本日7日警察へ届出を行います。なお、直近の7月2日（金）の河川巡視の際は無かった不法投棄物です。
- ・不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。悪質な不法投棄に対しては警察署に通報し、原因者の特定に努めています。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 令和3年7月6日（火）14時20分頃
- ②発見場所 上北郡東北町大字大浦字助十郎崎地内 高瀬川21.8k付近
- ③投棄状況 テレビ2台、洗濯機2台、冷蔵庫1台、エアコン1台、廃タイヤ5本等
- ④措置状況 7月6日、現地に警告看板を設置
- ⑤その他 直近（7月2日（金））の巡視においては異常は確認されておりません。

※不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金  
（法人の場合は3億円以下の罰金）

発表記者会：八戸市政記者クラブ、三沢記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所

副所長（技術）

おおだいら ともひで  
大平 知秀

工務課長

たしま ひとし  
田嶋 仁

電話0178-28-7135（代表）

# 不法投棄現場 位置図

上北郡東北町大字大浦字助十郎崎地内  
(高瀬川水系高瀬川右岸 21.8Km付近)

【広域図】



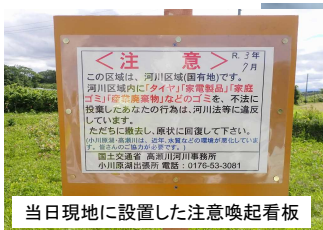
不法投棄箇所

【拡大図】



地理院地図に不法投棄箇所を追記して記載

# 不法投棄現場 状況写真



当日現地に設置した注意喚起看板



全 景



タイヤや洗濯機など



冷蔵庫やクーラーなど